

「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令案」（概要）

1 根拠法令

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条、第57条の2及び第113条並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第7条

2 改正の内容

- (1) 表示義務の対象物の範囲の拡大等（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）の一部改正）
 - ① 表示義務対象物の拡大
法第57条第1項に基づき、譲渡又は提供の際に名称等の表示が義務付けられる対象物について、現在は104物質を対象としているところ、労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる通知対象物（640物質）までその対象を拡大する（現行の規定については別紙を参照。）。
 - ② 固形物等の適用除外の創設
表示義務の対象物のうち、譲渡又は提供の過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならないことその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものについては、労働者の危険又は健康障害が生じるおそれのないものとして、表示義務の対象から除く。
- (2) 改正法の施行に伴う所要の規定の整理その他所要の改正を行う。
（労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）の一部改正）

3 施行期日

平成28年6月1日（予定）

（改正法附則第1条第4号に規定する施行期日と同日を予定）